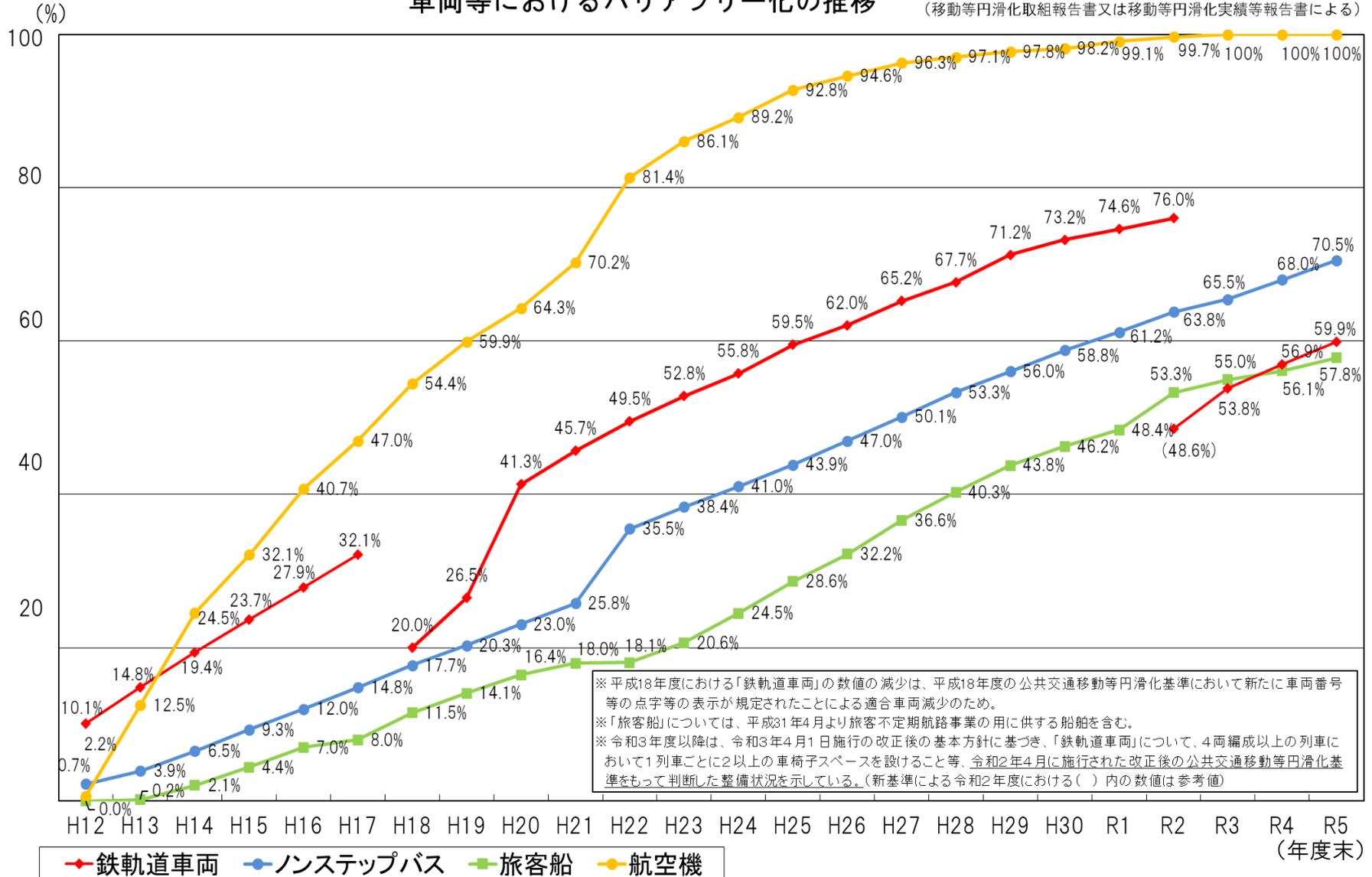


### 車両等におけるバリアフリー化の推移

(移動等円滑化取組報告書又は移動等円滑化実績等報告書による)



※平成18年度における「鉄軌道車両」の数値の減少は、平成18年度の公共交通移動等円滑化基準において新たに車両番号等の点字等の表示が規定されたことによる適合車両減少のため。  
 ※「旅客船」については、平成31年4月より旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。  
 ※令和3年度以降は、令和3年4月1日施行の改正後の基本方針に基づき、「鉄軌道車両」について、4両編成以上の列車において1列車ごとに2以上の車椅子スペースを設けること等、令和2年4月に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準をもって判断した整備状況を示している。(新基準による令和2年度における( )内の数値は参考値)

●鉄軌道車両 ●ノンステップバス ●旅客船 ●航空機